

**令和元年度
社会福祉法人飯山市社会福祉協議会
嘱託職員採用資格試験実施要項**

この試験は、社会福祉法人飯山市社会福祉協議会嘱託・臨時職員採用候補者を決定するために行うものです。

☆ 受付期間 令和元年7月 1日(月)～ 8月15日(木) ただし土日を除く。

1 試験の名称、試験区分、採用予定人員及び受験資格

名称	区分	採用予定人員	受験資格
嘱託職員	児童厚生員 (放課後児童支援員)	若干名	飯山市及び近隣市町村に在住の方または今後居住予定があり、昭和45年4月2日以降に生まれた者であって、保育士または教員、社会福祉士資格、放課後児童支援員の何れかを有する者または令和2年3月31日までに資格取得見込みの者。

2 この試験を受験できない者

- (1) 日本国籍を有しない者

3 試験の方法、日時、場所等

(1) 方法

名称	区分	試験の項目	試験の内容
嘱託職員	・児童厚生員 (放課後児童支援員)	作文試験 (50分)	一般的事項についての論文試験
		口述試験 (一人5～10分)	職員として必要な人物等についての面接による試験

(2) 日時

令和元年 8月19日(月)	受付開始	午前 10時30分から
	作文試験	午前 11時00分から11時50分
	口述試験	午後 1時30分から

(3) 場所

社会福祉法人飯山市社会福祉協議会(飯山市福祉センター)
(住所) 飯山市大字飯山1211-1番地 (TEL) 0269-62-2840

- (4) 試験結果は、受験者全員に通知します。

4 採用決定から採用まで

採用を決定した者は令和2年4月1日から採用する予定ですが、事前に職場研修を1日程度行う予定です。なお、採用から半年間は試用期間となりますが、その後職員としての資質を勘案し本採用となります。

5 給与等

基本給 当協議会規定による(160,200円～)
その他通勤手当等があります

※賞与 年 1.0ヶ月

6 社会保障

雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金

7 受験手続

(1) 申込用紙の交付

申込用紙は、社会福祉法人飯山市社会福祉協議会事務局（飯山市福祉センター）及び須多峰介護センターで交付します。なお当協議会ホームページからもダウンロード可能です。

(2) 申込みについて

ア 所定の申込用紙に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて社会福祉法人飯山市社会福祉協議会（飯山市福祉センター）へ受験者本人が持参するか、あるいは郵送してください。

イ 自筆の履歴書(写真貼付のこと。様式はA4版の市販のもので可。学歴・職歴、免許・資格、課外活動歴等記載、最終学歴欄には、必ず学部学科(専攻)名も記載のこと。)

(3) 受付期間について

ア 受付期間は、令和元年 7月 1日(月)～令和元年 8月15日(木)まで。

郵送の場合は8月15日(木)の消印のある者まで受け付けます。

8 その他

(1) この試験に関し不明な事項は、社会福祉法人飯山市社会福祉協議会にお問合わせください。

〒389-2253 飯山市大字飯山1211-1番地 社会福祉法人飯山市社会福祉協議会 総務課(担当:上野) 電話 0269(62)2840 FAX 0269(62)2904
--

令和元年度社会福祉法人飯山市社会福祉協議会
嘱託職員採用資格試験受験申込書
児童厚生員（放課後児童支援員）

現住所（令和元年7月1日現在）	（電話番号	—	—	）
〒	—	【集落（区）名	】	

住民登録住所（令和元年7月1日現在）	（電話番号	—	—	）
〒	—	【集落（区）名	】	

現住所以外の連絡先（帰省先等）	（電話番号	—	—	）
〒	—	【集落（区）名	】	
世帯主氏名				
世帯主との続柄				

令和元年度社会福祉法人飯山市社会福祉協議会嘱託職員採用資格試験を受験したいので、別添のとおり自筆履歴書を添えて申し込みます。

なお、私は、当該試験実施要項に記載の受験資格等をすべて満たしており、申込みに係る提出書類の記載事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申込人氏名 _____ 印
(自 署)

社会福祉法人飯山市社会福祉協議会
会 長 今清水 豊治 あて